

建設工事保険、組立保険、機械保険、動産総合保険、インランド・フローター保険 補償内容についてのご案内

(2010年4月1日以降補償開始用)

このリーフレットでは、建設工事保険、組立保険、機械保険、動産総合保険、インランド・フローター保険の主な補償内容の概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

建設工事保険の補償内容

(1)	損害保険金	保険証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に損害(保険金をお支払いしない場合に該当する場合を除きます。)が生じたときに、損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用をお支払いします。 また、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用で、弊社が承認したものについては、その費用を損害の額に含めてお支払いします。 (注)火災、落雷、破裂または爆発以外の事故による損害については、保険証券記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。
(2)	臨時費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いするときに、損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円が限度となります。
(3)	残存物取片づけ費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いするときに、損害保険金の6%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用(解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)の実費をお支払いします。

※上記(2)および(3)の費用保険金と(1)の損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超える場合でも、これらの費用保険金をお支払いします。

組立保険の補償内容

(1)	保険金	保険証券記載の工事現場において、不測かつ突発的な事故(※)によって保険の対象に損害(保険金をお支払いしない場合に該当するときに除きます。)が生じたときに次の費用を保険金としてお支払いします(保険証券に記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。) ・損害発生直前の状態に復旧するために直接要する修理費 ・修理に必要な点検または検査の費用 また、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用で、弊社が承認したものについては、その費用を損害の額に含めてお支払いします。 (※)次の事故が対象になります。 ①組立作業の欠陥による事故 ②労働者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故 ③設計、材質または製作の欠陥による事故 ④火災、破裂または爆発による事故 ⑤ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気の作用その他の電氣的現象による事故 ⑥盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。) ⑦土地の沈下・隆起、地すべりまたは土砂崩れによる事故 ⑧暴風雨、高潮、洪水、氾(はん)濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象による事故 ⑨航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下による事故 ⑩①から⑨までのほか、保険の対象に生ずる組立事故
-----	-----	--

機械保険の補償内容

(1)	損害保険金	保険の対象が保険証券記載の事業場において稼働可能な状態にあるとき、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に損害(保険金をお支払いしない場合に該当するときに除きます。)が生じたときに、損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要する修理費をお支払いします。 お支払いの際は、保険証券に記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。 また、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用も損害の額に含めて、お支払いします。
(2)	臨時費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いするときに、損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、事業場ごとに200万円が限度となります。
(3)	残存物取片づけ費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いするときに、損害保険金の6%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)の実費をお支払いします。

※上記(2)および(3)の費用保険金と(1)の損害保険金との合計額が保険金額(ご契約金額)を超える場合でも、これらの費用保険金をお支払いします。

動産総合保険の補償内容

保険金額(ご契約金額)が保険価額(注1)以上の場合は、保険価額を限度に損害の額をお支払いします。保険金額が保険価額を下回る場合は、損害の額に保険価額に対する保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。

また、全損または、火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合を除き、1回の事故によって生じた損害の額が保険証券記載の免責金額(注3)を超える場合に限り、その超過額をお支払いします。

(注1) 損害が生じた地および時における保険の対象の価額(再調整価額(注2)から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額)をいいます。(以下同様とします)

(注2) 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(注3) 保険契約者または被保険者の自己負担額のことをいいます。

(1)	損害保険金	すべての偶然な事故によって保険の対象について生じた損害(保険金をお支払いしない場合に該当する損害を除きます。)に対して、保険金をお支払いします。
(2)	臨時費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、300万円が限度となります。 ※この保険金は、火災、落雷、破裂または爆発以外の事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対しては、お支払いしません。
(3)	残存物取片づけ費用保険金	上記(1)の損害保険金をお支払いする場合、その損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ費用および搬出費用)の実費をお支払いします。
(4)	損害防止費用保険金	損害の発生および拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合、実費をお支払いします。

※上記(2)および(3)の費用保険金と(1)の損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、これらの費用保険金をお支払いします。

インランド・フローター保険の補償内容

(1)	保険金 (特別条項Hにおいては損害保険金)	保険の対象について生じた、各特別条項・特約等に規定する損害(保険金をお支払いしない場合に該当する損害を除きます。)に対して保険金をお支払いします。 ※補償の対象となる事故や地域、てん補金限度額(支払限度額)は、保険証券およびセットいただいている特別条項をご確認ください。
(2)	臨時費用保険金 (特別条項H)	保険の対象が保管・加工中(建物内収容中)に、次に掲げる事故によって損害を受け、上記(1)の損害保険金をお支払いするとき、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに300万円が限度となります。 ①火災、落雷、破裂または爆発 ②風災(台風、旋風、暴風、暴風雨など)、雹(ひょう)災または雪災(豪雪、雪崩(なだれ)など) ③建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ④給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、または溢水による水濡れ ⑤騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
(3)	残存物取片づけ費用 保険金 (特別条項H)	保険の対象が保管・加工中(建物内収容中)に、上記(2)に掲げる事故によって損害を受け、上記(1)の損害保険金をお支払いする場合、その損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)の実費をお支払いします。
(4)	水災見舞金 (特別条項H)	保険の対象が保管・加工中(建物内収容中)に、洪水または高潮などの水災(地震および噴火による津波、洪水その他の水災を除きます。)によって損害を受けた場合に水災見舞金をお支払いします。 1回の事故につき、保管場所における建物内収容中の保険の対象の保険価額または支払限度額のいずれか低い額の5%が限度。ただし、1回の事故につき、1構内ごとに100万円が限度となります。
(5)	損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が必要とした合理的な費用の実費をお支払いします。

【ご注意ください】

・上記保険は、お客さまがお選びになった補償によりお支払いの内容が変更される場合があります。

・オプションとなる特約をご契約の場合は、上記の保険金のほか、お支払いの対象となる場合があります。詳しくは保険証券および保険の約款をご確認ください。